第10回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成28年６月23日
告示番号	第６号
会議年月日	平成28年６月27日
会議の場所	一関市川崎町　川崎農村環境改善センター
出席委員	別紙のとおり
欠席委員	別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長	永井正博
局長補佐	岩渕道明
企画係長	佐藤桂子
主任主事	西巻孝志

本日の案件	第10回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻	午後１時30分

議長	本日の出席委員は43名であります。 定足数に達しておりますので、第10回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、13番 齋藤 憲子 委員、24番 佐藤 徹 委員、40番 皆川 清喜 委員より欠席の旨の届け出がありました。
議長	行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご覧をいただきたいと思います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りをいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名するにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に20番 千葉 久壽郎 委員、21番 佐々木 久吉 委員を指名いたします。 書記には、佐藤係長、西巻主任主事を指名いたします。
議長	議案審議に入ります。 「報告第21号　専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局長	それでは、１ページをお開き願います。

報告第21号、専決処分の報告についてご説明をいたします。
農地法第３条の３第１項の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分をしたので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。
２ページの専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第８条の規定により、次のとおり専決処分したものです。
専決処分の日は、平成28年６月15日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以降、相続による届け出に対し受理と決定したもので、記載の第１号から４ページの第９号までの９件、９名の方からの届け出でございます。
この専決処分につきましては「相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届け出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届け出者に対し通知しなければならない。」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届け出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものでございます。
以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「報告第21号」の説明を終わります。
この際、質問ございませんか。
（なしの声あり）

議　　長　なければ、報告第21号の質疑を終わります。

議　　長　次に、「報告第22号　農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。
局長より説明いたさせます。

局　　長　それでは、５ページをお開き願います。
報告第22号　農地現状変更届け出の報告について、その内容をご説明いたします。
このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届け出でありますが、記載の第１号から第３号までの３件、４筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第４の規定に基づき、報告するものでございます。
なお、それぞれの届出者には、届け出書受理後、審査のうえ現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付したほか、担当地域農業委員にも、それぞれ届け出の内容について通知しております。

以上でございますが、それぞれの届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては記載のとおりで、変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が１件、トイレの設置が１件、農作業用の物置建築が１件となっております。

以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「報告第22号」の説明を終わります。

質問をいただきます。

（なしの声あり）

議　　長　なければ、報告第22号の質疑を終わります。

議　　長　次に、「議案第63号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

なお、議案は朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。

局長より説明いたさせます。

局　　長　それでは、議案第63号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請５件でございます。

６ページをお開き願います。

第１号については、譲受人が経営規模拡大のため、かねてから耕作していた隣接する当該農地を無償で譲り受けるものでございます。

次に、第２号についてでありますが、譲渡人が労力不足にあり、譲受人が規模拡大を希望していたことから有償で所有権移転するものであり、売買価格は記載のとおりとなっております。

６ページから７ページにかけてご覧願います。

第３号と第４号については、耕作の利便性を図るため、それぞれ所有している農地を相手方の農地と交換しようとするものであります。

８ページをご覧願います。

第５号については、譲受人が経営規模拡大のため、かねてから耕作していた当該農地を無償で譲り受けるものであります。

当該農地は、一関の第１遊水地内の農地で、今回、換地処分が終わったことにより所有権移転が可能となったものでございます。

次に、花泉地域に係る申請２件でございます。

第６号ですが、譲渡人が自宅を離れることとなり、譲受人が宅地と併せて当該農地を取得しようとするものであります。

次に、９ページから10ページにかけてご覧願います。

第７号については、経営移譲年金継続受給のため再設定しようとするものであり、農業後継者に引き続き使用貸借しようとするものです。

契約期間は、記載のとおり平成38年６月26日までの10年間となっております。

次に、大東地域に係る申請３件でございます。

第８号については、譲受人が経営規模拡大のため、自宅に近い当該農地を売買により取得しようとするものであり、契約額は記載のとおりとなっております。

第９号については、既に農業経営を後継者である息子に渡し、経営移譲年金を受給していた譲渡人に、その譲渡人の父親が亡くなり当該農地が相続されたところでありまして、受給継続を行うために、今回、後継者である息子に使用貸借を行うものであり、契約期間は、記載のとおり平成35年12月31日までの７年６ヶ月となっております。

11ページをお開き願います。

第10号については、譲受人が経営規模拡大のため、自宅に隣接する当該農地と相手方の自宅裏の原野を交換しようとするものであり、交換される原野の面積は備考欄にあるとおりでございます。

次に千厩地域に係る申請１件でございます。

第11号については、借受人が経営規模拡大のため当該農地を使用貸借するものであり、契約期間は記載のとおり平成31年12月31日までの３年６ヶ月間となっております。

次に東山地域に係る申請１件でございます。

11ページから12ページにかけてご覧願います。

第12号については、親類に当たる譲受人が、これまでも管理をしていた当該農地を経営規模拡大のため無償で譲り受けるものであります。

次に藤沢地域に係る申請５件でございます。

12ページから13ページにかけてご覧願います。

第13号については、経営移譲年金継続受給のため再設定するものであり、農業後継者に引き続き使用貸借しようとするもので、契約期間は記載のとおり平成38年12月31日までの10年と６ヶ月間となっております。

13ページから14ページにかけてご覧願います。
第14号については、譲受人が経営規模拡大のため、元所有していた当該農地を売買により再取得しようとするものであり、契約額は記載のとおりとなっております。
14ページから15ページにかけてご覧願います。
第15号については、経営移譲年金継続受給のため再設定するものであり、農業後継者に引き続き使用貸借しようとするもので、契約期間は記載のとおり平成38年12月31日までの10年と６ヶ月間となっております。
次に、15ページから16ページにかけての第16号と、16ページから18ページまでの第17号についてであります。
第16号と第17号については、第15号と同様に、経営移譲年金継続受給のため再設定するものであり、農業後継者に引き続き使用貸借しようとするもので、契約期間は記載のとおり平成38年12月31日までの10年と６ヶ月間となっております。
以上17件は、いずれの申請についても農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。
以上で議案第63号の説明を終わります。

議　　長　以上で「議案第63号」の説明を終わります。
ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果及び補足の説明がある場合は、併せてお願いいたします。
まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

16番
佐々木守美委員　農地法第３条、現地調査報告、一関地域。
現地調査日、平成28年６月13日、月曜日、午前９時より、現地調査員、農業委員 齋藤委員、同じく私 佐々木、事務局職員 永井局長、同じく西巻主任主事。
報告内容、第１号～第５号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われます。
以上です。

議　　長　ありがとうございました。
次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

９番
渋谷皓委員　花泉地域、第３条の現地調査報告を行ないます。
現地調査日、28年６月10日、金曜日、午前９時より、現地調査

	員、農業委員 猪股 恭一 委員、阿部 東悦 委員、渋谷 皓です。 事務局職員とて千葉主任主事、支所職員として藤江産業経済課主任主事。 報告内容、第６号～第７号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査をした結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われます。 以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。
８番 鈴木勝委員	大東地域、第３条現地調査報告を行ないます。 調査日、28年６月10日、午前９時より行ないました。 現地調査員、農業委員 小山委員、南浦委員と私 鈴木です。 事務局職員 菊地主任、支所職員 白沢産業経済課主任主事。 報告内容、第８号～第10号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。 以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。
43番 藤野眞喜委員	それでは、千厩地域でございます。 調査日は平成28年６月10日、午後１時半より行ないました。 調査員は農業委員 佐藤、千葉、藤野、３名、事務局職員 菊地主任、支所職員 小野経済産業課課長補佐、以上５名で調査を行ないました。 報告内容、第11号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。 以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。
20番 千葉久壽郎委員	東山地域、報告いたします。 現地調査日、28年６月10日、午前９時半より行ないました。 調査員、千葉、佐藤、吉田農業委員、支所職員といたしまして

小野寺産業経済課課長補佐でございます。
報告内容、第12号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。
以上でございます。

議　　長　ありがとうございました。
次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

15番　藤沢地域の農地法第３条現地調査報告をいたします。

千葉正紀委員　現地調査日は平成28年６月10日、金曜日、午後１時半より、調査員、農業委員として千葉、伊藤、佐藤の３名でございます。
事務局職員として千葉主任主事、支所職員 佐藤産業経済課主査で行ないました。
報告内容第13号～第17号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。
以上でございます。

議　　長　ありがとうございました。
以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。
審議願います。
質問ございませんか。
（なしの声あり）

議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第63号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
（挙手満場）

議　　長　挙手満場です。
よって、「議案第63号」を可と決します。

議　　長　次に、「議案第64号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐　19ページをお開き願います。
議案第64号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対す

る意見についての議案の内容についてご説明いたします。
次のとおり、農地法第４条第１項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。
本議案に係る申請は４件で、一関地域が２件、花泉地域１件、千厩地域１件でございます。
第１号は、申請人が共同住宅を建築したいので転用申請するものでございます。
農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内に存在する農地であることから第３種農地と判断いたしました。
第２号は、申請人が共同住宅を建築したいので転用申請するものでございます。
農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第３種農地と判断いたしました。
第３号は、申請人が太陽光発電パネルを設置したいので、畑1,826㎡のうち356㎡を転用申請するものでございます。
農地区分は、第２種農地と判断いたしました。
20ページをお開き願います。
第４号は、申請人が駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。
農地区分は第１種農地と判断したところでございますが、既存施設面積1,290.35㎡の２分の１を超えない153㎡の面積の拡張であることから転用に問題はないものと考えます。
なお、適用法令等を確認したところ、第４条第６項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。
以上で説明を終わります。

議　　長

以上で「議案第64号」の説明を終わります。
ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いをいたします。
まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

16番
佐々木守美委員

農地法第４条現地調査報告、一関地域。
現地調査日、調査員は第３条と同じですので省略いたします。
報告内容、第１号、申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第２号、申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上でございます。

議　　長　ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

９番
渋谷皓委員　花泉地域の第４条の現地調査報告書。

現地調査日、現地調査員は３条と同じなので省略いたします。

申請人が自宅の裏側の畑に太陽光パネルを設置しようとするものであり、周辺農地に影響はありません。

以上です。

議　　長　ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

43番
藤野眞喜委員　農地法第４条現地調査報告書、千厩地域でございます。

調査日、調査員は第３条と同じでございますので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

第４号、申請人が自宅駐車場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地には影響ないと思われます。

以上です。

議　　長　ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての説明を終わります。

審議願います。

（なしの声あり）

議　　長　特にないようでございますので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第64号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議　　長　挙手満場です。

よって、「議案第64号」を許可相当と決します。

議　　長	次に、「議案第65号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐	21ページをお開き願います。 議案第65号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。 次のとおり、農地法第５条第１項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。 本議案に係る申請は７件で、一関地域が５件、花泉地域が１件、大東地域が１件でございます。 第１号は、借受人が資材置場を整備したいので、社長から使用貸借して転用申請するものでございます。 農地区分は、第２種農地と判断いたしました。 第２号は、借受人が建築用資材置場を整備したいので転用申請するものでございます。 農地区分は、第２種農地と判断いたしました。 22ページをお開き願います。 第３号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う仮設事務所等として一時的に利用したいので、畑2,967㎡のうち427.99㎡を転用申請するものでございます。 貸借期間は平成28年８月１日から３ヶ月間です。 農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地であり、原則不許可でございますが、一時転用申請であり、事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから転用に問題はないと考えます。 第４号と第５号は、借受人が太陽光発電パネルを設置したいので、田21,553㎡のうち19,311㎡及び畑334㎡を転用申請するものでございます。 なお、太陽光発電パネルの面積は、山林に設置する面積も含めて記載してございます。 農地区分は、第２種農地と判断いたしました。 第６号でございますが、譲受人が駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。 農地区分は第１種農地と判断いたしましたが、既存施設面積787㎡の２分の１を超えない385㎡の面積の拡張であることから転用に問題はないものと考えます。

	第７号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。 農地区分は、第２種農地と判断いたしました。 なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。 また、適用法令等を確認したところ、第５条第２項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で説明を終わります。
議　　長	以上で「議案第65号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。 まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。
16番 佐々木守美委員	農地法第５条現地調査報告、一関地域です。 調査日、調査員は３条、４条と同じですので省略いたします。 報告内容、第１号、申請人が資材置場として利用する計画であり、排水は雨水のみであり、周辺農地に影響はなく問題はないと思われます。 第２号、申請人が資材置場として利用する計画であり、排水は雨水のみであり、周辺農地に影響はなく問題はないと思われます。 第３号、申請人が携帯電話無線基地局設置に伴う仮設事務所及び資材置場として一時的に利用する計画であり、事業完了後は速やかに現状復旧をするものであることから、周辺農地に影響はないと思われます。 第４号、申請人が太陽光発電パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであり、また、岩手県林地開発許可を受けて調整池を設置することから、周辺農地に影響はないと思われます。 第５号、申請人が第４号における太陽光発電パネル設置に伴う保護法面とする計画であり、排水は雨水のみであり、また、岩手県林地開発許可を受けて調整池を設置することから、周辺農地に影響はなく問題はないと思われます。 以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。
９番	では、花泉地域の第５条現地調査を報告いたします。

渋谷皓委員	現地調査日、調査員は３条、４条と同じなので省略いたします。 第６号、申請人が会社従業員用駐車場として利用しようとするものであり、周辺農地に影響はなく、転用に問題はないと思われます。 以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。
８番 鈴木勝委員	大東地域、報告いたします。 調査日、調査員は第３条と同じなので省略いたします。 第７号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はなく問題はないと思われます。 以上です。
議　　長	ありがとうございました。 以上で現地調査の結果についての補足説明を終わります。 審議願います。 （なしの声あり）
議　　長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 （異議なしの声あり）
議　　長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第65号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 （挙手満場）
議　　長	挙手満場です。 よって、「議案第65号」を許可相当と決します。
議　　長	次に、「議案第66号　一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 なお、議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐	24ページをお開き願います。 議案第66号　一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。 一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

本議案に係る申請は、利用権貸借が11件でございます。
26ページをお開き願います。
第１号から29ページの第５号まででございますけれども、一関地域に係る申請でございます。
それから第６号から31ページの第10号までの５件でございますが、花泉地域に係る申請でございます。
それから第11号につきましては、藤沢地域に係る申請でございます。
以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますのでご覧願います。
また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。
以上で説明を終わります。

議　　長　以上で「議案第66号」の説明を終わります。
審議願います。
（なしの声あり）

議　　長　審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
（異議なしの声あり）

議　　長　異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第66号　一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。
（挙手満場）

議　　長　挙手満場です。
よって、「議案第66号」は可と決します。

議　　長　次に、「議案第67号　農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。
なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。
局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐　32ページをお開き願います。
議案第67号　農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。
次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。

本議案に係る申請は12件でございまして、一関地域が４件、それから花泉地域が１件、大東地域が１件、千厩地域が１件、東山地域が１件、川崎地域が１件、それから藤沢地域が３件でございます。

申請の内容については35ページまで記載してございますのでご覧願います。

いずれの案件につきましても、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議　　長　　以上で「議案第67号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

16番
佐々木守美委員　　一関地域の適用外現地調査報告。

調査日、調査員は３条、４条、５条と同じでございますので省略いたします。

報告内容、第１号～第４号まで、申請地はＪＲ一ノ関駅から東に約290ｍの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が宅地、北・南側が市道となっている。

昭和47年に自己住宅及び通路として転用許可を受けたが、転勤により建築等ができず、駐車場として貸しており、既に農地性は失われておりました。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

９番
渋谷皓委員　　花泉地域の適用外を報告いたします。

調査日、調査員は３条、４条、５条と同じなので省略いたします。

報告内容、現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

第５号、申請地は、市役所花泉駅から南に約1.2㎞の位置にあり、周囲は東・北側が畑、西側が公衆用道路、南側は畑です。

平成２年に相続したが、遠隔地のため耕作管理できず竹林化しており、既に農地性は失われております。

以上です。

	報告を終わります。
議　　長	ありがとうございました。
	次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。
８番 鈴木勝委員	大東地域、適用外現地調査報告書、調査日、調査員は３条、５条と同じですので省略いたします。 第６号、昭和60年頃から宅地への通路として利用されており、既に農地性は失われています。 以上です。
議　　長	ありがとうございました。
	次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。
43番 藤野眞喜委員	適用外現地調査報告書、千厩地域でございます。 調査日、調査員は３条、４条と同じでございますので、割愛をいたします。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので、報告いたします。 平成３年頃から耕作管理ができず原野化しており、既に農地性は失われておりました。 以上でございます。
議　　長	ありがとうございました。
	東山地域の担当委員の方、お願いいたします。
20番 千葉久壽郎委員	東山地域、報告いたします。 調査日、調査員につきましては記載のとおりですので、省略いたします。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。 第８号、申請地は昭和61年頃から宅地進入路及び保護法面として利用しており、既に農地性は失われております。 以上でございます。
議　　長	ありがとうございました。
	次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。
28番 伊藤弘志委員	川崎地域の適用外現地調査を報告いたします。 現地調査日、平成28年６月10日、金曜日、午前９時より、現地調査員、遠藤委員、私 伊藤、支所職員 橋本産業経済課商業観光係長、３人で行ないました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

第８号、申請地は川崎支所から北東に約220ｍの位置にあり、周囲は隣接する東側が山林、北側が宅地、西・南側が市道となっている。

昭和63年から庭として貸しており、既に農地性は失われています。

以上です。

議　　長　ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

15番　藤沢地域の適用外現地調査報告をいたします。

千葉正紀委員　現地調査日、調査員は３条と同じですので割愛させていただきます。

その前に、番号が９、10、11号となっているのを10号、11号、12号ですので、お直しを願います。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行なった結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

第10号、平成６年頃から庭として利用しており、既に農地性は失われております。

第11号、昭和59年頃から庭として利用しており、既に農地性は失われています。

第12号、平成７年頃から耕作道及び法面として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議　　長　ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

23番　確認なのですけれども、東山はこれは農振内ですか。

伊藤勉委員

議　　長　暫時休憩します。

（午後２時26分　休憩）

（午後２時27分　再開）

議　　長　再開いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐	うちほうの台帳を確認したところ、農振農用地区域内に入っております。
議長	ほかにございませんか。 （なしの声あり）
議長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 （異議なしの声あり）
議長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第67号　農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 （挙手満場） 挙手満場です。 よって、「議案第67号」を可と決します。
議長	次に、「議案第68号　荒廃農地に係る農地法第２条第１項の「農地」の該当判断について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。
局長補佐	36ページをお開き願います。 議案第68号　荒廃農地に係る農地法第２条第１項の「農地」の該当判断についての議案内容についてご説明いたします。 次のとおり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成27年10月１日付け27農振第1398号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、農地・非農地の判断を求めるものでございます。 37ページをお開き願います。 本議案に係る判断農地は２筆で、藤沢地域に係るものでございます。 37ページは非農地判定予定農地一覧表になりますが、昨年の農地パトロールで原野や山林と判断していただいた農地の一覧表となります。 38ページをお開き願います。 荒廃農地調査一覧表になりますが、Ｂ分類、復元困難ということでございますが、判断していただいた農地の所有者に対して荒廃農地調査の回答状況を一筆ごとに記載したものでございます。 今回は、所有者から荒廃農地調査票が提出されたことにより、その内容に沿って非農地と判断しようとするものでございます。 以上で説明を終わります。
議長	以上で「議案第68号」の説明を終わります。 審議願います。

	（なしの声あり）
議　　長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
	（異議なしの声あり）
議　　長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第68号　荒廃農地に係る農地法第２条第１項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。
	（挙手満場）
議　　長	挙手満場です。 よって、「議案第68号」を可と決します。
議　　長	以上で議案審議が終了いたしました。 第10回一関市農業委員会総会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。
	（午後２時33分閉会）

以上　議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議　　長

署名委員

署名委員